

平成18年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
統制手続に関する外部監査の結果		
I. 原則的な支出事務に関する報告事項		
1. 執行伺いについて		
(1) 補助金交付決定について		
<p>社会福祉法人に対し平成17年度社会福祉施設整備費補助金の交付決定をするにあたって、当事業は国の交付金制度により単年度事業となっており、平成18年度への繰越を前提として交付決定できないにもかかわらず、平成19年3月31日竣工を内容とする交付申請に対し補助金の交付決定が行われていた。</p> <p>このような事務の実態を見る限り、補助金事務の流れを十分に把握しないまま事務が行われていたといわざるを得ない。統制手続としての執行伺いを適切に実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>施設整備費補助金の内容、事務手続等のチェック体制の強化について、グループ内の複数の者によるチェックを行い、適切な補助金事務の執行に努めました。</p> <p>また、部内で開催の補助金等事務担当者研修会及び部内の施設整備担当者が任意に開催した補助金事務勉強会に参加し、補助金事務の流れ等の知識の習得に努めました。</p>	健康福祉部
(2) 執行伺いの作成について		
<p>原材料及び消耗品の購入（支出負担行為額 372 千円）に当たり、支出負担行為（整理）書は作成されているものの、随意契約を締結する際の伺い書が作成されていない。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>執行伺いの意義（事業の実施及び予算執行に必要な行為）を考え、作成漏れのないように徹底しました。</p> <p>また、部内職員を対象に事例紹介するとともに、財務会計研修を実施し会計職員の資質向上と再発防止に努めました。</p>	農水商工部 (農業大学校)
2. 入札方法について		
(1) 入札辞退者の取扱いについて		
<p>A重油単価契約にかかる指名競争入札について、指名審査基準があいまいであり入札辞退した業者が以後の指名対象から外される取扱いがなされていた。入札辞退が予想される場合であっても、県側で一方的に除外することは契約機会の平等に反すると考えられる。したがって、今後指名通知をしないことに関して業者の合意を得ておくか、それができない場合は必ず郵送等によって指名通知をしておくなど、適切な入札事務の執行が求められる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>A重油単価契約について、平成19年度は新しく導入された「地域調達型電子入札システム」を活用した契約を行い、入札機会の平等と適切な入札事務の執行に努めました。</p>	健康福祉部 (草の実リハビリテーションセンター)
(2) 見積徴収業者の選定基準について		
<p>場内道路区画線補修工事については随意契約としているが、見積徴収業者の選定につき、当市場の区画線補修工事で過去において工事実績のあるものとして選定範囲を限定している。道路区画線補修工事については、道路標識表示業協会会員であれば、技術的に契約の履行が困難ではないと判断されることから、当該選定範囲の限定は同業者の受注機会の制限に当たるとおそれがある。業者選定については、過去実績があることが技術的に必要な場合を除いては、限定しないようにすることが望まれる。</p> <p>また、ドバト防除業務についても、過去から継続している業者と一者随意契約を実施しているが、別途単発での忌避剤塗付業務を委託した別の業者からは見積書を徴収していない。他の施工可能な同業者も存在する場合には見積書の徴収を実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>平成19年度から、随意契約から一般競争入札による契約に切替え、公正な入札執行に努めました。</p>	農水商工部 (中央卸売市場)

(3) 同一業者との契約について		
<p>施設管理業務委託について、一般競争入札を実施するも応募が1社しかなく予定価格の範囲内であったため、当該入札業者と契約を締結している。その結果、市場開設以来、同一業者との契約が継続している。</p> <p>入札参加資格を全て満たす会社は今まで三重県には数社しかいないため、一般競争入札であっても結果的に応募が1社となっている。確かに開設者としては、1社に全ての業務を委託できれば市場の運営上安全を担保できるであろうが、逆に1者随意契約のように高い価格での契約となってしまう可能性もある。</p> <p>委託業務を分割する、あるいは業務標準手順書を作成するなどして、新規業者であっても参加しやすい形をとることによって、複数の応募者に競争させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>施設管理業務委託契約については、次回から多数の入札参加者を得るべく「電気機械設備運転及び建築物等における自主保守管理作業マニュアル」を作成しました。</p> <p>入札の執行に関しては、業務標準手順書の作成や、参加資格条件の精査等を進め、公正な競争が確保されるよう努めます。</p>	農水商工部 (中央卸売市場)
(4) 工事業者選定方法について		
<p>果樹園・運動場樹木撤去処分及び整地工事(防風林の伐採・伐根を含む。)と果樹園の防風林植栽工事を実施された。工事場所は同一であるものの、それぞれ別の工事として取り扱われ、各工事については随意契約を行うために見積もり合わせが行われた。見積り合わせの結果、撤去工事と植栽工事のいずれの工事についても同一業者と随意契約の方法により、契約が締結された。</p> <p>これら撤去工事及び植栽工事については、当初からこれら二つの工事を合わせて一つの工事として、競争入札により工事業者を選定すべきであったと思われる。</p> <p>なぜならば、同一時期、同一場所の工事を二つに分けて契約することは実益に乏しく、むしろ工事を二つに分けたことで間接諸経費を二重に要した可能性もあるからである。また、手続的にも、これら二つの工事の予定価格を合計すると250万円を超えるので、競争入札の方法を採らなければならなくなっていた。</p> <p>契約の対象となる工事の単位・範囲についても公正さと経済性の観点から定められるべきであり、競争入札が積極的に採用されるように努められるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>工事請負契約を行う際には、工事内容及び施工時期について、公正さと経済性の観点から十分精査するよう周知徹底し、契約の透明性、競争性を確保するよう努めました。</p> <p>また、平成19年度から10万円以上の工事等案件については、原則、物件等地域調達型電子入札システムによる競争入札で調達しています。</p>	教育委員会 (相可高等学校)
3. 入札保証金の徴収について		
(1) 契約保証金、入札保証金の要否について		
<p>入札保証金及び契約保証金の要否については、指名審査会における入札者内申書で指名業者すべて不要となっていたが、実際は不要かどうかの調査をすることなく全指名業者について不要としていた。入札保証金及び契約保証金の業者ごとの要否については調査をした上で伺い書に明確に記載する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>入札保証金及び契約保証金の要否については、精査に努めました。</p> <p>また、職員に事例を周知するとともに、財務会計研修等の受講により会計職員の資質向上を図りました。</p>	農水商工部 (中央卸売市場)
4. 納税確認について		
(1) 納税証明書について		
<p>一部の支出負担行為において、消費税等の納税証明書による確認が事後となっていた。事後の確認においては納税未納とはなっていないが、事前に納税証明書の確認をすることによって、不適切な業者を排除する趣旨からすると、事前の納税証明書の確認を徹底する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>納税確認の取扱い〔(会計実務の取扱い(通達))を遵守し見積書提出時等、適切な時期での確認を徹底しました。</p> <p>また、部内職員を対象に事例紹介するとともに、財務会計研修を実施し会計職員の資質向上と再発防止に努めました。</p>	農水商工部 (農業大学校)
(2) 納税証明書の確認について		
<p>植物実験に係る実験作業委託について、消費税等の納税証明書が伺い書の中に添付されておらず、納税状況は確認されていない。入札参加者(見積書提出者)から納税証明書の提示等がない場合には、当該入札等に参加することができないため、入札時において確認を行い伺い書に納税確認済みと明確に記載しておくか、納税証明書を手手しておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>本件は、本来、(1)「県税に係る納税確認書」及び(2)「消費税等に係る納税証明書」の確認を行うべきところ、(2)について、相手方の誤認により「法人事業税にかかる納税証明書」の提出がなされ、確認を怠ったままこれを受理したのですが、指摘後に原本写しで確認しています。</p> <p>以後、契約予定者に求めている証明書の確認を再徹底し、受理を行い適正に処理しています。</p>	政策部 (科学技術振興センター農業研究部)

5. 契約保証金の徴収について		
(1) 契約書への契約保証金の記載について		
<p>契約保証金を収受し歳入歳出外現金受入決議書に基づき受け入れているにもかかわらず、契約書上に金額とその取り扱いの記載がされていなかった。</p> <p>契約書は県と契約者との合意事項であることから、その記載内容については正確かつ明確である必要がある。また、入札保証金及び契約保証金は契約どおり履行されない危険性に対し、保証金の差入を要求することによって適正な履行を担保することを目的としていることから、その収受をする場合には当然に契約書への金額の記載が必要である。また、その契約保証金の取扱いに関する具体的な条項を契約書に記載するか、定めのない場合には会計規則等に基づくとの記載をしておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>契約書については、「契約事務の手引き」（三重県出納局作成）に参考書式が示されており、この書式を準用することにより基本的な条項の記載不備が生じないように再発防止に努めています。</p> <p>（なお、平成 19 年度では、入札保証金又は契約保証金を収受すべき対象事例はありません。）</p>	<p>政策部 （科学技術振興センター農業研究部）</p>
(2) 契約保証金、入札保証金の要否について（再掲）		
<p>入札保証金及び契約保証金の要否については、指名審査会における入札者内申書で指名業者すべて不要となっていたが、実際は不要かどうかの調査をすることなく全指名業者について不要としていた。入札保証金及び契約保証金の業者ごとの要否については調査をした上で伺い書に明確に記載する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>入札保証金及び契約保証金の要否については、精査に努めました。</p> <p>また、職員に事例を周知するとともに、財務会計研修等の受講により会計職員の資質向上を図りました。</p>	<p>農水商工部 （中央卸売市場）</p>
(3) 契約保証金の取扱いについて		
<p>産業人材育成事業教育訓練等実施業務について、契約保証金を収受しているにもかかわらず、契約書上にその取扱いの記載がなされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>本契約は平成 16 年度から 18 年度までの契約であり、契約期間が満了していないため、ご意見を踏まえ、契約保証金の取り扱いについて、変更契約を締結しました。今後このようなことの無いよう、チェック機能を強化し、会計規則を遵守してまいります。</p>	<p>生活部</p>
6. 契約締結について		
(1) 契約書の記載事項について		
<p>契約書の記載必要事項については「契約事務の手引き」において明確に規定されているにもかかわらず、「対価の支払の時期」「各当事者間の履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金」の事項が漏れている契約書があった。</p> <p>また、契約保証金を預かっているが、その旨が契約書には記載されていない。さらに、契約解除通知書において契約保証金については県に帰属するものとする旨を通知しているが、契約書には契約保証金を違約金に充当する旨の記載もない。</p> <p>契約書の記載事項については、紛争が生じないよう必要な事項を漏らさず記載する必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>指摘を受けた案件は、委託事業の契約解除に伴い、新たに委託契約を締結しましたが、当初の契約書において必要な事項が記載されていなかったものです。（新たな契約においては見直しを行い、必要な事項を記載しています。）</p> <p>契約書の作成にあたっては必要な事項を漏らさず記載するよう、「契約事務の手引き」から契約書雛形を参照して契約事務担当職員を指導するとともに、経理担当職員による確認を行いました。</p>	<p>環境森林部 （伊賀農林商工環境事務所）</p>
(2) 地代単価の適用誤りについて		
<p>生産委託契約における支払地代単価の見積の根拠として使用する「経営育成の為の農業経営指標」（平成 6 年 5 月三重県作成）が改定されているが、単価の見直しが実施されていなかった。</p> <p>契約単価等の見積については、契約単価の妥当性を説明する為に十分な根拠資料が必要であり、その根拠の見直しの有無を把握していなかったことは結果として、過払いとなってしまっている状況にある。</p> <p>契約根拠について最新版に改定されているかどうかを検証した上で伺い書の単価とする必要がある。また、確認した際には、最新単価である旨を記載しておくことも必要である。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>本件は、地代支払にあたり積算根拠とした「経営育成の為の農業経営指標」が 5 年ごとに改定されていることを確認しなかったため、旧単価を適用したものです。</p> <p>以後は、価格の積算根拠に用いる資料について、発行元に最新版を確認し結果を記載することとしています。</p> <p>（以後大豆原々種の生産は、当研究部のほ場を利用して実施できるようになったため、生産委託契約の実績はありません。）</p>	<p>政策部 （科学技術振興センター農業研究部）</p>

<p>(3) 契約書の作成について</p> <p>備品である実習用和牛は、ある畜産商と随意契約により購入されている。購入に当たり、契約書等の作成がされていなかった。</p> <p>契約書または請書については、畜産商の商慣習上契約書等の作成は一般的ではないにしても、それだけで契約書等の作成が特に必要ないと認める事情があるとは考えられない。また、和牛は生物であるため、納入までに死亡する可能性もあり、その場合危険負担等を契約書で明確に取り決めておく必要性は高い。従って、今後は、和牛購入の契約については、契約書等の作成を実施すべきであると考えられる。【結果】</p>	<p>今回の指摘以降の契約においては、購入先と協議のうえ、契約書を作成するよう取り扱っており、今後も契約金額に応じ契約書を作成し、適正な執行に努めております。</p> <p>平成19年度においては4頭の和牛を購入し、それぞれにおいて、契約書により契約を締結し、履行の確保に努めました。</p>	<p>教育委員会 (相可高等学校)</p>
<p>(4) 契約書及び完成認定書について</p> <p>契約金額が100万円以上であるにもかかわらず、契約書の作成がなされていない事例があった。</p> <p>規則において契約書の作成を要求しているのは、厳正かつ公平に契約を行い公の利益を確保するとともに、契約の内容を明確にして後日問題が起こらないようにするためである。そして、この省略は、少額の場合の事務処理上の便宜のためと考えられる。今後は、事務処理の趣旨を踏まえて、過誤の再発防止に努める必要がある。【結果】</p>	<p>実習用機械の修理で費用が確定した金額でなく、不明な部分があったので契約書を作成しませんでした。当初に契約書を作成すべき案件でした。</p> <p>平成19年度においては、このような事例においても適正に契約書を作成しました。</p>	<p>教育委員会 (松阪工業高等学校)</p>
<p>(5) 勤勉手当について</p> <p>知事部局及び警察の管理職以外の職員については、勤勉手当の算定上の基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当が加算されているが、勤勉手当は勤務成績に応じて支給される手当であり、勤務成績とは直接関係のない扶養手当及びこれに対する地域手当を算定の基礎額に加算することは望ましくない。</p> <p>また、知事部局の職員は、課長級より下位の職員に対する勤勉手当の成績率に反映する評価制度はなく、勤務成績に応じて手当が支給されているのは、課長級以上（課長補佐級の室長を含む）の職員であり、全職員の13%程度にしか過ぎない。また、教職員の場合、平成17年度から新たな評価制度が試行されているが、平成18年度に実施する新たな教職員評価制度の対象は、管理職員のみであり、また、当該制度に基づく評価と勤勉手当の支給額とは直接リンクしていない。</p> <p>その結果、昇給内申報告制度上の評価が低く、昇給が見送られた低い評価の職員に対しても一律の勤勉手当が支給される結果となっている。</p> <p>勤勉手当の支給の趣旨を勘案すると、知事部局の職員においては課長級より下位の職員及び教職員のすべてに対しても評価制度を導入し、評価結果に応じた支給とする見直しが必要である。【意見】</p>	<p>(総務部)</p> <p>勤勉手当を成績に応じて支給するためには、評価制度の導入が必要です。管理職以外の職員に対する勤務評定制の導入については、制度設計の参考とするため、平成20年度に試行を実施したいと考えており、本年2月には職員の意見を聞き取るため計56回の説明会を開催したところです。</p> <p>引き続き、早期の導入に向けた取組を進めていきます。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>教職員に係る勤務成績の勤勉手当への反映については、県立学校の管理職員に対しては平成19年6月の勤勉手当から反映し、小中学校の管理職員に対して、勤勉手当に反映させるための評価制度を平成19年10月から試行実施しています。</p> <p>今後、県立学校管理職員における結果や小中学校管理職員の試行結果も検証しながら、その対象範囲の拡大について検討していく予定です。</p>	<p>総務部 (給与福利室)</p> <p>教育委員会 (福利・給与室)</p>
<p>7. 支出負担行為の整理について</p>		
<p>(1) 予算残額の記載について</p> <p>支出負担行為（整理）書において、予算残額欄に金額の記載が行われていない事例があった。これは単なる記載漏れでは片付けられない。支出負担行為の整理は予算管理上重要な手続であるとともに、支出しようとする内容及び金額が法令、予算に違反していないかを確認する統制手続である。したがって、支出負担行為（整理）書を作成する場合には、必ず予算残額欄に金額を記入することによって予算状況等について確認を行い、当該支出に誤りのないようにならなければならない。</p> <p>地方公共団体が統制制度の大枠として位置付けているものが予算制度であると考えた場合、この手続が不十分であると議会が意図したものと異なる支出が行われる可能性がある。【結果】</p>	<p>予算執行上、重要であるため、予算状況を十分把握し、記入漏れ等誤りのないようチェックを徹底しました。</p>	<p>農水商工部 (農業大学校)</p>

8. 契約の履行について		
(1) 実施要領の未作成について		
「平成 17 年度漁業経営構造改善事業」については事業実施要領が作成されておらず、他の類似の事業実施要領に基づいて事業がなされている。事業規模も 45,231 千円と比較的大きく、実施要領がないまま事業が適正に執行できるのか疑問である。 【結果】	平成 19 年度事業からは、新たに策定された水産基盤関係（非公共）補助金等交付要領に基づいて事業の円滑な実施を図っています。	農水商工部 （伊勢農林水産商工環境事務所）
9. 履行確認について		
(1) 立入り調査について		
県は、「平成 17 年度農村総合整備統合補助事業補助金」については伊勢市に、また「平成 17 年度県単漁港改良事業補助金」については南伊勢町他 2 市町にそれぞれ補助金を交付している。また補助金を交付する農林水産関係事業等の適正な遂行を期するため、補助金等交付規則第 21 条に基づいて立入り調査を行っている。調査方法は「三重県農林水産業関係補助金等調査要領」に具体的に定められており、それによると 2 人 1 組で事務調査と工事調査を実施し調査結果を調査調書に取りまとめることとなっている。 調査調書の一部である工事調査表を見たところ、その検査欄に「検査した項目に該当する番号と検査箇所数を記載すること。」となっているにもかかわらず、一部の工事について空白となっていた。検査は補助金の交付先である市町村が行うことになっており、工事調査表には市町村の検査責任者の氏名及び検査日が書かれているものの、検査した項目と検査箇所が空白となっている。適正な事業の遂行を確認するために市町村の検査状況を調査に行っているにもかかわらず、肝心の検査項目と検査箇所が空白のままでは何のための調査か疑問である。また「平成 17 年度農村総合整備統合補助事業補助金」の調査調書については調査年月日も空白になっていた。要領に準拠した調査が必要である。 【結果】	補助金等調査における工事調査にあたっては、市町の行う検査状況を書類・現地及び聴き取りにより確認し、その結果を調査調書へ適正に記載することを徹底しました。	農水商工部 （伊勢農林水産商工環境事務所）
(2) 概算払い時の履行確認について		
補助金が概算払いにより交付された場合には、履行確認も支出負担行為を行った平成 17 年度に実施しなければならない。つまり概算払いによる補助金の履行確認は新年度において行うことはできない。しかしながら 3 月 31 日までに履行確認が行われたことを示す明確な回答が得られなかった。 三重県補助金等交付規則によると、補助事業者から実績報告を受けこれに対し県は必ず調査を行わなければならないため、この調査をもって履行確認の実施とする考え方もある。しかし、補助事業者からの実績報告書の提出は 4 月以降になることが多く、これに対する調査も必然的に 4 月以降にならざるを得ない。したがって履行確認の実施を当該調査と同時に行うのではなく、両者を明確に区別して、履行確認は 3 月 31 日までに実施する必要がある。 また、3 月 31 日までに概算払精算書及び実績報告書を補助事業者から入手し、これをもって履行確認とする考え方もあるが、4 月以降に入手している場合には 3 月 31 日までに履行確認したことにはならない。 概算払いを行って履行確認が新年度になるような場合には、年度末において一旦精算し、当該年度に県の支出義務が未確定な部分に対応する額を返還させ、必要な場合にはあらかじめ翌年度に概算払いを行う必要がある。なぜなら、補助金の概算払いを行ったにもかかわらず、年度内に履行確認が実施されない場合には県の支出義務が確定したということではできず、未確定のまま支払いが行われたことになり支出の原則に抵触するからである。 【結果】	(環境森林部) 補助金の履行確認については、地方自治法施行令第 143 条による歳出の会計年度所属区分を特定するため、相手方の行為の完了を確認するものであり、三重県補助金等交付規則等に基づく実績報告書の受領や補助金の額の確定とは別のものと考えています。 概算払いを行った場合には、年度内に補助金概算払精算書を徴収するとともに、履行確認を行いました。 (農水商工部) 補助金の概算払を行った場合には、当該年度の金額を確定するため、年度内に概算払精算書を徴収し、履行確認を行うことを徹底しました。	農水商工部 （伊勢農林水産商工環境事務所） 環境森林部 （伊賀農林商工環境事務所）

<p>(3) 契約書及び完成認定書について</p> <p>完成認定書を作成し、契約の相手方に交付するべきであったものについて、完成認定書が作成されていなかった。</p> <p>規則において、完成認定書の作成、交付を要求しているのは、検査は、適正な履行の確保のために必要不可欠なものであるため、これを明確にしておく意味があること、また、県の支払に当たっては、遅延がないように適正迅速にされなければならないところ、支払は、履行の確認の後、契約の相手方からの支払請求を受けてなされるものであるから、検査がされ、契約の相手方に通知したことを明確にしておく意味があること、であると考えられる。そして、この省略は、少額の場合の事務処理上の便宜のためと考えられる。今後は、事務処理の趣旨を踏まえて、過誤の再発防止に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>契約金額が 100 万円以上のものについては完成認定書が必要であるところ、契約担当者が誤って省略してしまったものです。</p> <p>平成 19 年度においては履行確認の方法等について周知徹底し、適正な執行に努めており、完成認定書・履行確認書が必要なものについては、すべて作成及び交付し、履行確認の方法について、適正に努めています。</p>	<p>教育委員会 (松阪工業高等学校)</p>
<p>(4) 特殊勤務の実績簿について</p> <p>特殊勤務についての履行確認は、実績簿を監督者及び所属長が行うことになっているが、実績簿上の「従事した業務内容」欄は、従事した業務内容が簡単にしか記載されておらず、従事した業務内容が特殊勤務手当の対象となる業務かどうか、実際に業務が実施されたかどうかを当該実績簿だけで判断することは所属長を含む第三者が判断することは困難となっている。</p> <p>たとえば、変則勤務手当は正規の勤務による勤務の一部が午後八時から翌日の午前七時までの間に開始又は終了する業務に対して支払われる手当であるが、開始時刻又は終了時刻が記載されていない。また、廃棄物等現場指導業務手当は廃棄物処理施設その他の現場における指導又は監視の業務に対して支払われる手当であるが、現場の住所が記載されていない。さらには、危険作業手当は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業、工事現場における爆破作業の監督業務等に対して支払われる手当であるが、現場の住所が記載されていない。逆に、現場調査という業務内容で危険作業手当が支払われているが、調査をすることが維持修繕の作業にあたるのか疑問である。</p> <p>特殊勤務に該当する業務は現在 35 種類あり、その業務内容等も多様なものとなっている。実績簿には手当の支給の根拠となる業務の実態を明確に記載することが必要であり、任命権者は各所属において適切な記載が行われるよう周知するほか、必要に応じて実績簿の様式の見直しを検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>(健康福祉部)</p> <p>特殊勤務手当実績簿の様式については、昭和 41 年 10 月 22 日付け人委第 958 号人事委員会委員長通知により定められているところであります。</p> <p>実績簿上の「従事した業務内容」欄について、指摘を受けた以降、特殊勤務手当の対象業務であることが客観的に判るよう目的・訪問場所等をより具体的に記入するようにしています。</p> <p>なお、平成 19 年 3 月 30 日付けで総務部給与福利室長から各地域機関の長あて特殊勤務実績簿の適正な記入についての指導があり、所内各職員あて周知徹底を図りました。</p> <p>(環境森林部)</p> <p>廃棄物等現場指導業務をはじめ、特殊勤務については、従事する際に所定の実績簿に必要事項を記載して決裁を受けています。</p> <p>各所属長は、これらの業務について、旅行命令書や復命書(口頭での復命を含む。)監視指導業務日報などにより勤務実態・従事内容を把握していますが、所定の実績簿についても、記入例を添付して支給要件となる現場名を記載するよう周知し、適切に処理しています。</p> <p>(農水商工部)</p> <p>特殊勤務の具体的な内容がわかるよう記載し、適正な処理を行いました。</p> <p>(県土整備部)</p> <p>職員に対して、実績簿に手当の支給の根拠となる業務の実態を明確に記載するよう徹底を図るとともに、業務の実態を記載する欄を拡充するなど実績簿の様式の見直しを行いました。</p> <p>なお、指摘のあった「現場調査」について調べたところ、実際には単なる調査ではなく高所での作業や交通を遮断せずに作業を伴う等、手当支給の該当条件に合致したものでした。</p> <p>(総務部)</p> <p>特殊勤務手当の対象となる業務が実際に実施されていることが、実績簿で明確に判断できるよう、平成 19 年 3 月 30 日付けで各部局等あてに通知を出しました。</p> <p>その中で、業務内容に応じた実績簿の記載例等を添付し、支給の根拠となる業務の実態を実績簿に記載するよう各所属への周知を図っています。</p> <p>今後も、引き続き、適切な運用に努めていきます。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>平成 19 年度は給与担当者会議等(延べ 3 回)において、実績簿の適切な記載について周知しました。</p>	<p>健康福祉部 (津保健福祉事務所)</p> <p>環境森林部 農水商工部 (津農林水産商工環境事務所)</p> <p>県土整備部 (津建設事務所)</p> <p>総務部 (給与福利室)</p> <p>教育委員会 (福利・給与室)</p>

10. 支出命令、支出負担行為の確認について		
(1) 正当債権者以外への振込について		
<p>三重の農産物安全・安心づくり支援事業費補助金 25 千円については交付先が C 団体であり、請求書も同団体から入手しているにもかかわらず、補助金の振込は D 社になされていた。同団体が同社に事務所を置いているため振り込んだとのことであるが、正当債権者以外に振り込む場合は委任状が必要である。委任状なしで振り込むことは支出の原則に抵触する。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>支出命令の審査においては、会計規則第 33 条に基づき、債務の確定、正当債権者の確認、その他必要な事項の審査を行うとともに、正当債権者以外への支払い申し出があった場合には、委任状の確認を必ず行うことを徹底しました。また、補助金業務担当者へ周知しました。</p>	農水商工部 (伊賀農林商工環境事務所)
(2) 二重払いについて		
<p>消耗品等の購入について、二重払いとなっているものがあった。</p> <p>消耗品等については、物品購入等簡易伺簿に発注内容、検収年月日、支出命令決議番号等を記載し二重払いを防止しているが、支出命令決議番号の記載を失念していたために、結果的に二重払いが発生したものである。請求書が別の部署に到着した場合であっても、必ず物品購入等簡易伺簿を確認して支出手続をとるようにする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>県の「物品購入簡易伺簿」は、物品発注ごとに発注決裁、物品検収、代金支払までを一覧で管理するため、仕組上は、二重払いは想定されませんが、本件では支出命令を行った情報が記載漏れとなったことから、二重払いが発生しました。</p> <p>以後は、(1)、(2)に加え(3)を実行することにより再発防止に努めております。</p> <p>(1) 支出命令書に物品購入簡易伺簿に記載したことのチェックを複数の職員で行い、支払済み情報の記載漏れを防ぎます。</p> <p>(2) 1ヶ月ごとに支出負担行為整理兼支出命令書を確認し、二重払い等の不適正な執行がないかを確認します。</p> <p>(3) 納品の検査(検収)と代金支払の一連の事務について、確認の徹底と職員の啓発を行うことにより、二重払いが生じないようにします。</p>	政策部 (科学技術振興センター農業研究部)
(3) 物品購入伺いでの支出確認漏れについて		
<p>物品購入伺に支出命令決議番号が記載されず、支出の確認がなされていないケースがあった。</p> <p>また、物品購入等簡易伺について、受領確認及び支出確認がなされていないケースが見受けられた。</p> <p>物品購入伺いは検収の網羅性確認及び二重払いの防止の観点から作成が要請されているものである。また、物品購入簡易伺いについても、同様に検収から支払までの一連取引の実在性や網羅性の観点から作成が要請されているものである。</p> <p>物品購入伺い及び物品購入簡易伺簿によって支出事務を正確に実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>検収、支出確認について、物品購入伺等への記載漏れが一部にありましたが、現在は物品の検収及び支払確認はいずれも確実にを行っています。また、記載漏れ等がないようチェックを強化し正確な支出事務を履行しています。</p>	健康福祉部 (草の実ひろびろプロジェクト)
(4) 支払遅延について		
<p>請求書については請求日から 15 日以内に支払う必要があるが、請求書日付から 15 日超となっているものがあった。県の債務の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用され、法令等により契約書を省略している場合または書面に支払時期を明らかにしない場合の支払の時期は相手側が請求書を提出した日から 15 日以内とされている。仮に遵守されない場合には法令違反となるため留意する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>(農水商工部)</p> <p>請求書の提出日に留意し、支払時期については法令違反とならないよう徹底し、速やかな支払手続きをしました。</p> <p>また、部内職員を対象に事例紹介するとともに、財務会計研修を実施し会計職員の資質向上と再発防止に努めました。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>この事例では、請求書を受け取った時点で請求日付から 15 日が経過していたものについて、そのまま事務処理をしておりました。</p> <p>平成 19 年度においては、このような場合には、会計規則(第 86 条関係 3)に基づき、文書受付印を押印して、受付日より 15 日以内に支払を行っています。</p>	農水商工部 (農業大学校) 教育委員会 (松阪工業高等学校)

II. 例外的な支出事務に関する報告事項		
1. 長期継続契約について		
(1) 長期継続契約について		
<p>土地賃貸借に伴う支出負担行為に基づき、平成17年から平成21年までの5年間の土地賃貸借契約書を締結し、年間590千円の支払いを行っている。これについては、5年間の複数年契約ではあるものの債務負担行為に基づく議会承認は行われていない。</p> <p>県としては、同契約書第11条で「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除されるなど当該契約が継続しがたい状況となった場合には、甲、乙（県）協議のうえ解除するものとする。」としていることから、解除可能としている。しかし、協議のうえとの条件が入っており県から一方的な解除が可能な内容になっていないため、長期継続契約としての解除条件が不十分であると判断される可能性がある。県からの一方的な解除条件として「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除する」との文言に変更するか、あるいは単年度契約にする必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>今後、土地賃貸借に伴う契約等不動産の賃貸借の長期継続契約を締結する際は、契約書の解除条件の文言に注意し契約を締結していきます。</p> <p>また、部内職員を対象に事例紹介するとともに、財務会計研修を実施し会計職員の資質向上と再発防止に努めました。</p>	農水商工部 (農業大学 校)
2. 契約変更について		
(1) 設計変更の適用基準の解釈について		
<p>「橋梁維持修繕 塗装工事」について、入札後に塗装仕様を鋼道路橋塗装便覧に載っている「鉛丹錆止め+長油性フタル酸」仕様から「変性エポキシ樹脂下塗+ポリウレタン上塗」仕様に変更した。変更理由書には三重県建設工事設計変更要領第4条の(6)設計図書に示された施工条件が実際と異なる場合に当たると記載されているが、塗装仕様を変更することが(6)に当たるとは考えられない。なぜなら、塗装仕様は鋼道路橋塗装便覧に載っている複数の仕様から「鉛丹錆止め+長油性フタル酸」仕様を選択して決定したものである。</p> <p>実際には、平成17年12月に鋼道路橋塗装便覧が改訂されたのにも関わらず、LOC(ライフサイクルコスト)・環境対策・景観上などの観点から、従来より耐久性に優れる「重防食塗装系」に変更したものであり、変更理由は同要領第4条の(7)「他事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計上の変更が必要な場合」に該当すると思われる。ただ、設計変更理由がこの実態を示した記載になっていないため、今後は県民への説明責任を果たせるような誤解のない記述をする必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>職員に対して、三重県建設工事設計要領等の共通認識を高めるよう研修の場を設け徹底を図りました。</p> <p>今後とも、県民への説明責任を果たせるよう、誤解のない記述に努めてまいります。</p>	県土整備部 (伊賀建設 事務所)
(2) 工期延長の理由書の作成について		
<p>契約変更のうち、工期延長に関する変更理由書が作成されていない工事があった。工事内容の変更が発生した場合に工事の変更理由書が作成されていないまま工事の変更契約を実施する場合は、変更伺いによる承認がされず契約変更がなされてしまう可能性があることから、事務執行上好ましくないと考えられる。変更理由書は、必ず必要書類として作成する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>工事の設計変更については、三重県建設工事執行要領や三重県建設工事変更要領等に従い、工事内容や工期の変更理由を明確にすることを全職員に徹底しました。</p> <p>また、決裁時に承認者が変更理由の確認精査を行うとともに、指名審査会にその適否について報告するよう、仕組みを明確にしました。</p>	県土整備部 (松阪建設 事務所)
(3) 工事費用の明確化について		
<p>「二級河川相川下水道関連公共施設整備促進事業広域基幹河川改修水路その3工事」については増額変更されているが、「前工事での掘削改良残土の運搬処分を当工事で施工いたしたい」ということが変更理由の一つになっていた。</p> <p>しかし、前工事での掘削改良残土の運搬処分が当工事の変更工事として施工する</p>	<p>発注前の設計書作成段階における設計・積算の精度向上を図るため、設計積算内容が現地と合致しているかについて、監督員およびその上司が複数体制で現地調査を実施し精査するよう、徹底を図りました。</p> <p>また、次工事に対応すべき未処理案件等の懸案事項については、引き継ぎもれが無</p>	県土整備部 (津建設事 務所)

<p>ことができるのか疑問である。前工事での堀削改良残土の処分は前工事の変更工事 で施工すべきではないか。なお、堀削改良残土を当工事で使用するのであれば、当 工事の積算時に堀削改良土の運搬処分費用を入れるべきではなかったかと考えら れる。</p> <p>今回のケースは、前工事と後工事が同一の監督員であったものの、次工事への申 し送り事項を書面で残していなかったため、当初の積算時に堀削改良残土の運搬処 分費用がもれたものである。たとえ同一の監督員であっても、次工事への申し送り 事項がある場合には書面に残す等により適正な当初積算を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>いよう、内容を整理した上で書面に残し、工事担当室全員による情報共有を図るよう、 仕組みを明確にしました。</p>	
<p>(4) 変更理由書の記載方法について</p>		
<p>工事変更契約の場合は変更理由書において変更内容を明確に記載するとともに、 その摘要欄には「三重県建設工事設計変更要領」第4条 設計変更の適用基準の条 項に記載する必要がある。これは設計変更はやむを得ない事情がある場合に限られ たものであることから、明確に記載することによって適正な業務の執行を確保しよ うとするものである。しかしながら、変更理由書に記載されている理由と実際の変 更理由が一部異なっているケースがあった。今後は県民への説明責任を果たせるよ うな誤解のない記述をする必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>県民への説明責任を果たせるよう、変更理由書に誤解のない記述をすることを全職 員に徹底しました。</p> <p>また、チェック体制の強化に努めるとともに、職場研修等を通じて再発防止に努め ています。</p>	<p>県土整備部 (伊勢建設 事務所)</p>
<p>(5) 設計変更の適用基準の解釈について</p>		
<p>「一級河川大内山川県単河川局部改良工事」については、第1回の増額変更理由 として、「当初、施工箇所の起点であるNo.0よりの工事を計画していたが、地元地 域より水衝部であるNo.2~4付近よりの工事施工を強く要望されたため、施工位置 を変更したい。また、それに伴い嵩上工が削除され、パラペット工が増工とな り経費の増加が生じたため、施工延長を減工したい。」としている。</p> <p>三重県建設工事設計変更要領第4条8号の「工事施工区域において要望がある等 の事由があり、公益上変更の必要があると認められる場合に該当すると判断して いるが、設計変更はやむを得ない場合に限られるのであるから、工事施工区域につ いては限定的に解釈する必要がある。たとえ一連の事業整備区間内の工事であつ ても施工場所が変更され、更には工法も嵩上工を削除しパラペット工が増工とな ったことは、工事内容が実質的に変更されたということであり、設計変更で想定され ているものと乖離すると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【結果】</p>	<p>全職員を対象に、「設計変更はやむを得ない場合に限られる」旨、徹底を図りました。 今後は、工事について地元との合意形成の徹底を図るべく、工事発注前に地元関係 者へ施工箇所、工事内容等について説明を行い、十分理解を得たうえで工事発注を行 います。</p>	<p>県土整備部 (伊勢建設 事務所)</p>
<p>(6) 繰越事業の工期設定について</p>		
<p>農村振興総合整備統合補助事業のうち平成16年度繰越事業25,359千円について は、当初平成18年2月28日が工期であったが平成18年3月31日に工期変更され ている。この変更は工事の施工上必要と認められたものであり、また農政局の承認も得 ており適切な事務執行といえる。ただ、当該事業は平成17年度に全額概算払いし ているため、県の履行確認は平成18年3月31日までに実施する必要があり、それ に必要な日数を勘案すると工期変更は認めるべきでなかったといえる。実際には工 期以前に工事は終了し、県も3月30日に現地及び書面による履行確認を実施して いるため事無きを得たが、補助金について概算払いをした場合には年度末までの履 行確認が必要になるとともに、補助金の繰越は翌年度までとなっており、仮に完成 していない場合には補助金の返還もありえることから、工期の設定には慎重を期す 必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>補助事業実施者に対し県の履行確認に必要な日数を勘案した適切な工期を設定する よう指導するとともに、当該年度の金額を確定するため、年度内に概算払精算書を徴 収し、履行確認を行うことを徹底しました。</p>	<p>農水商工部 (伊賀農林 商工環境事 務所)</p>
<p>(7) 契約保証金の保証期限延長について</p>		
<p>契約の相手方となる者は、県と契約する際に、その契約金額の100分の10以上の 契約保証金を納めなければならない。これを納付させることによって、契約相手方 の契約上の義務の安全な履行を促進させるとともに、将来、契約の相手方が契約上</p>	<p>本工事は、勤労者福祉会館の6階の耐震等工事で、アスベストの除去工事が含まれ ていたため、関係機関との調整、アスベスト処理業者への搬入時期の調整等に予想外 の期間をようし、やむなく工期を延長し、予算の繰越を承認いただき、平成18年4月</p>	<p>生活部</p>

<p>の義務を履行しない場合に、県の被る損害の補填を容易にしようとするものである。</p> <p>この契約保証金は現金で納付することもできるが、最近では事故防止のため、あるいは資金繰りの都合上、契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険を締結するケースが多くなっている。</p> <p>一部の工事について保証証書を手入しているが、完成期限が変更されているにもかかわらず保証期限が延長されていない。無保証のまま工事が進められていたといえる。保証契約約款を見ると、工期の変更については県が保険会社に通知するものとなっている。しかし保険会社が業者の指定会社である場合には、変更契約書締結までに業者から保険会社に通知してもらおうほうが効率的である。なお、その場合は変更後の保証証書を手入しておく必要がある。 【結果】</p>	<p>28日に完成しました。</p> <p>今後、このようなことの無いよう、チェック機能を強化し、会計規則を遵守してまいります。</p>	
<p>(8) 納期変更手続について</p>		
<p>納期を平成18年1月末日としてアルミ炉及び付属品である送風機を購入したが、送風機のみ納入が遅れ、実際の納入日は、平成18年3月15日であった。ただし、支出は、実際に納入されその履行が確認された後にされていた。</p> <p>学校担当者による説明によると、学校側は納期が変更されることを把握しており、かつ、実際の納入日によっても、事業に支障はなかったとのことである。しかし、契約の目的は履行を受けてはじめてその目的を達するのであるから、契約どおりの履行を確保することは重要であるし、契約の相手方に義務違反があったか否かも、今後の同種の契約の相手方選定の際の留意事項として重要であると考えられる。従って、契約担当者は、契約における履行期限について、納期が遅れることについてやむを得ない場合には、納期の変更の事務手続をとる必要があると考えられる。 【結果】</p>	<p>契約変更の事例は平成18年度の包括外部監査以降ありませんが、事例が発生すれば疑義の生じることの無いよう書面により明らかにします。</p>	<p>教育委員会 (松阪工業高等学校)</p>
<p>3. 前金払いについて</p>		
<p>(1) 前金保証書の期限延長について</p>		
<p>公共工事及び公共工事に係る調査・設計等の業務委託の前金払を行うときは、契約の相手方から保証会社の当該工事等に係る保証証書を提出させている。また、保証約款によると、工期延長が行われた場合には、被保証者（県）若しくは保証契約者（請負業者）が保証会社に通知することによって、保証期間は工事の終期まで延長されることになっている。</p> <p>一方で、県は東日本建設業保証㈱及び西日本建設業保証㈱と保証期間の変更に関する覚書を締結している。西日本建設業保証㈱の覚書には、工期が変更された場合には保証期間も同時に変更されると記載されているが、東日本建設業保証㈱の覚書には変更の旨を保証会社に通知したときに変更されると記載されているため、自動的に保証期間が変更されない。</p> <p>県は工期延長を伴う変更契約の際には保証契約者（請負業者）に保証会社に通知するよう指導しており、また事後的に確認したところ、保証契約者から連絡を受けている旨の回答を保証会社から得ている。ただ、請負業者の保証会社への通知は口頭でなされており、変更契約時のリスクを軽減するためには、書面での通知書を手入するかあるいは県の書類に通知を確認した旨を記録しておく必要があると考えられる。 【結果】</p>	<p>(県土整備部) 平成18年度末から、東日本建設業保証(株)三重支店と覚書の内容変更について協議し、19年5月に協議がまとまりました。</p> <p>これを受けて、19年6月1日付で、西日本建設業保証(株)と同趣旨の内容の覚書を、三重県と東日本建設業保証(株)の間で締結しました。</p> <p>(政策部) 県土整備部において、東日本建設業保証㈱との公共工事契約保証の保証期間変更に関する覚書が平成19年6月1日に再締結され、工期が変更された場合には保証期間も同時に変更されることとなりました。</p>	<p>県土整備部 (津建設事務所) (松阪建設事務所) (伊勢建設事務所) (伊賀建設事務所)</p> <p>政策部</p>

(2) 保全措置について		
<p>三重県熊野古道センター（仮称）構造用木材委託生産業務の前払金 67,893 千円については前金保証がなされていない。前金保証制度は公共工事に限られるため、今回のケースで前金保証がなされなかったことが法令違反となるものではないが、業者が仮に倒産した場合には、センター建設用の木材の納入もされず、支払った前金も戻ってこないリスクがあったことになる。したがって、何らかの保証を求めるべきではなかったかと考えられる。</p> <p>さらに、この前金は木材の生産に使用されていると予想されるため、木材に対して火災保険、盗難保険が付されているか確認すべきであるが、実際には現場にて監督員が保険証書の提示を求め確認しているものの、その旨の記録はなかった。結果的には後日木材の引渡しを受け、リスクは消滅しているが、保全措置が不十分であったことは否めない。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>今回の意見を受け、会計制度を所管する出納局と取扱について検討を行いました。今後は同様の事案が発生した際は、出納局と協議の上、前金を支払った時のリスクの回避について検討していくことといたします。</p> <p>また、契約履行にかかる契約の相手方との確認事項については、確認の都度その記録をとるとともに、適正な契約履行に努めてまいります。</p>	政策部
4. 債務負担行為について		
(1) 債務負担行為のメリットについて		
<p>契約のうち①清掃委託業務②ボイラー運転管理業務③コピー機 FAX リース契約については、議会による債務負担行為の承認に基づき複数年契約を実施している。17年度において債務負担行為に基づき契約された清掃・洗濯業務委託（契約期間平成17年度～19年度）について、現在、物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針に基づく運用がされているが、複数年契約のメリットが伺い書に明確に記載されていない。複数年契約が、単年度主義の例外として認められているのは、ランニングコストが安い等のメリットがあるからである。それを明確にするためにも有利性を判定した資料を作成する必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>「物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針」に基づいて債務負担行為を行っているところですが、現在は契約にあたって、複数年契約のメリットについて明確に記載しています。</p>	健康福祉部 （草の実リハビリテーションセンター）
(2) 債務負担行為での単年度契約について		
<p>債務負担行為については、事務の簡素化やコスト削減等の効果があることを前提に議会承認のもとで認められるものであり、複数年契約が一般的であるが、債務負担行為としている業務委託契約の中に、単年度契約の業務委託契約があった。</p> <p>物品リース契約、庁舎警備、清掃、機械設備の保全業務等、単年度契約になじみにくい業務が債務負担行為の対象となることからすると、単年度契約をしている空調設備年間点検業務及び冷凍設備年間点検業務についてはあえて債務負担行為をとる必要はないと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>空調設備年間点検業務及び冷凍設備年間点検業務委託については、平成19年度から単年度予算として措置しました。</p> <p>また、債務負担行為については、必要な案件かどうか業務内容を精査し設定します。</p>	農水商工部 （中央卸売市場）
(3) リース期間満了時の処理について		
<p>リース期間が満了した教育用コンピューター一式（タワー型パソコン 42 台、サーバー1台、レーザープリンター4台、ビデオカメラ2台他多数の機器と Windows2000 46セット他多数のソフトウェア）が、リース会社に返還されずに学校内に保管されていた。これは、平成18年3月27日にリース会社から寄付の申込みがあったため採納したものである。</p> <p>寄付採納調査の承認あるいは寄付受入書の発行等、寄付にかかる事務処理は正しくなされており問題はないが、その後の物品処理としては備品ではなく消耗品として取り扱われていた。確かに、備品のうち購入価額又は評価額が3万円未満のものは印章類等を除き消耗品として管理することができる。ただ備品と消耗品では管理レベルが異なり、備品についてはより高いレベルの管理が要求される。</p> <p>今回のコンピューター等についてはより高いレベルの管理が要求される物品とみられるため、たとえ1台あたりの評価額が3万円未満あるいは評価額自体が不明であっても、備品として整理し一品ごとに管理台帳に登録する必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>当該事例については、3万円未満の物品であったため、平成18年度の旧「三重県会計規則」（第131条関係）に基づき、消耗品として事務処理を行いました。</p> <p>なお、平成19年4月1日に改正施行された三重県会計規則（第98条）では、パソコンは金額にかかわらず備品として取り扱うよう変更されましたので、平成19年度に改めて備品として登録しました。</p>	教育委員会 （松阪工業高等学校）

5. 支出更正について

(1) 支出更正決議書について

支出更正決議書発行が120件を超えており、修正件数が異常に多い。支出更正決議書発行原因としては、一般会計から港湾整備事業特別会計への更正、港湾整備事業特別会計から一般会計への更正、現年予算から繰越明許への更正、繰越明許から現年予算への更正等があげられる。予算管理上の重要な手続である支出負担行為の整理が十分機能していないと言わざるを得ない。会計間の支出が曖昧になされ支出更正が多くなっている場合には、適切な予算執行が実施されていないのではないかと、あるいは事務事業の執行自体の正確性が損なわれ、効率性を阻害しているのではないかとこの疑問が生じるおそれもある。支出更正理由を明確に分析した上で、事務処理の効率性も考慮しつつ件数の減少を図る必要がある。 【結果】

更正処理件数を減少させるため、更正理由を明確に分析し正当な科目で支出ができるよう、職員に徹底しました。

なお、平成18年度支出更正決議書発行件数は、70件と減少しましたが、引き続き、予算担当室と綿密に事業調整を行いながら、正当な科目で支出が図れるよう更なる支出更正発行件数の減少に努めます。

県土整備部
(松阪建設
事務所)

統制組織に関する外部監査の結果		
1. 出納員の審査機能について		
(1) 出納員の審査機能について		
<p>農業大学校では教務・研修グループのグループリーダー（副校長兼教授）が、また、草の実リハビリテーションセンターでは事務長が、さらに中央卸売市場では調整課の課長が出納員となっている。したがって、これらの者はいずれも執行機関として支出負担行為、支出命令を所掌するとともに、出納機関として支出命令の適法性等を審査することになる。よって、支出の最終チェックを行う出納員にこれらの者が指定されることは、本来的には、分立し相互牽制の役割を担う執行機関と出納機関が同一人となることから、支出命令、審査による統制手続が弱くなりリスクが軽減されない。また、これらの者以外の吏員を出納員にするとしても、組織上、上司部下の関係にある以上、審査機能は弱いといわざるを得ない。したがって、これを前提にしたリスクマネジメントを実施する必要があると考えられる。なお、平成18年6月に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改正されている。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(健康福祉部) 平成18年6月改正の新会計規則に基づき、執行機関と出納機関の相互牽制体制を確保するため、平成19年度から複数出納員を設置しました。 また、出納局の出納検査を受けるなど適正な会計事務の執行体制を図っています。 この他にも、研修により公務員倫理や法令遵守の徹底等と会計事務にかかる知識を習得するとともに、所属においても、責任体制に加え、主務者・副務者を明確にすることによる内部牽制機能を確保しています。</p> <p>(農水商工部) 会計規則が改正され、平成19年4月から複数の出納員を設置することができるようになったため、複数の出納員を設置し、チェック機能を強化しました。</p> <p>(総務部) 会計規則を改正し、必要に応じて出納員を複数設置できることとするとともに、原則として専決者と出納員を同一人が兼ねることがないように会計規則運用方針で規定し、平成19年4月から運用しています。 また、研修等を実施し会計事務にかかる知識の習得及び公務員倫理や法令遵守の徹底等を図るとともに、地域機関にも出納局職員を常駐させ、地域機関の庁舎内の所属及び単独機関に対し、執行何の段階での事前検査や支出後検査といった出納検査等を行うことを通じて、リスクの軽減を図っています。</p>	<p>健康福祉部 (草の実リハビリテーションセンター) 農水商工部 (農業大学校) (中央卸売市場) 総務部</p>
(2) 出納員の審査機能について		
<p>企画調整グループの主査が出納員となっている。したがって執行機関として支出負担行為、支出命令を専決するグループリーダー（副参事）と、出納機関として支出命令の適法性等を審査する主査が別人であるから、支出命令、審査による統制手続にはある程度の実行性は期待できる。しかし、グループリーダー（副参事）と主査とが上司部下の関係にある以上、審査機能は弱いといわざるを得ない。 したがって、これを前提にしたリスクマネジメントを実施する必要があると考えられる。なお、平成18年6月に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改正されている。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(政策部) 支出命令の審査の内容は、支出負担行為が法令又は予算に違反していないか、債務が確定し支出期限は到来しているか、支出が債務者のものであるか等を証拠書類により客観的に審査しており、出納員の裁量が働く余地はなく、たとえ上司部下の関係にあっても、その審査は公正に行っています。 また、平成18年5月から出納局の地域駐在において、収入・支出のすべての検査を受け、適正な事務処理に努めているところです。</p> <p>(総務部) 会計規則を改正し、必要に応じて出納員を複数設置できることとするとともに、原則として専決者と出納員を同一人が兼ねることがないように会計規則運用方針で規定し、平成19年4月から運用しています。 また、研修等を実施し会計事務にかかる知識の習得及び公務員倫理や法令遵守の徹底等を図るとともに、地域機関にも出納局職員を常駐させ、地域機関の庁舎内の所属及び単独機関に対し、執行何の段階での事前検査や支出後検査といった出納検査等を行うことを通じて、リスクの軽減を図っています。</p>	<p>政策部 (科学技術振興センター農業研究部) 総務部</p>

(3) 出納員の審査について		
<p>事務長が出納員と定められている県立高等学校においては、事務長が支出負担行為、支出命令を専決するとともに、支出命令の適法性等を審査することになる。よって、現実に支出・出納をする出納員に事務長が指定されることは、本来的には、分立し相互牽制の役割を負う執行機関と出納機関が同一人となるから、支出命令、審査による内部統制には実効性は期待できない。なお、事務長が出納員と定められている県立高等学校では、事務職員を審査補助員とするよう指導されており、その限りでの内部牽制を働かせようとしている。</p> <p>事務次長や主幹が出納員と定められている県立高等学校においては、事務長と事務次長等が執行機関と出納機関として分立していても、事務長と事務次長等とは、組織上上司部下の関係にあるから、統制組織としては弱い。なお、平成 18 年 6 月に公布された新会計規則では、各所属において複数の出納員が設置できるように改正されている。 【意見】</p>	<p>(教育委員会) 平成 19 年 4 月 1 日に改正施行された三重県会計規則（第 5 条）では、全所属において、会計事務を主任する所属の長の次席にある者が出納員に充てられるよう改正され、県立学校においては、原則として事務次長（主幹）が指定されました。また改正により、各所属において複数の出納員が設置できるようになり、執行機関と出納機関が分立し相互牽制を働かせるという役割に実効性を持たせています。</p> <p>(総務部) 会計規則を改正し、必要に応じて出納員を複数設置できることとするとともに、原則として専決者と出納員を同一人が兼ねることがないように会計規則運用方針で規定し、平成 19 年 4 月から運用しています。</p> <p>また、研修等を実施し会計事務にかかる知識の習得及び公務員倫理や法令遵守の徹底等を図るとともに、地域機関にも出納局職員を常駐させ、地域機関の庁舎内の所属及び単独機関に対し、執行何の段階での事前検査や支出後検査といった出納検査等を行うことを通じて、リスクの軽減を図っています。</p>	<p>教育委員会 (相可高等学校) (松阪工業高等学校)</p> <p>総務部</p>
2. 関係団体の事務について		
(1) 学生自治会の経理事務兼任について		
<p>平成 14 年度までは食堂は県で直営していたが、農業大学校改革委員会の判断により平成 15 年度から農業大学校学生自治会が運営することとなった。その中で、厨房業務のみ再度別の業者に外部委託しているため、県は 17 年度において外部委託料の 2 分の 1 である 2,645 千円を補助金として交付決定し負担支出している。</p> <p>ただし、現状において県の主幹が同自治会の経理事務を担当し、また印鑑を保管しており、結果的に、法人格のない団体への補助金支出の支払事務と受取事務が同一人によって実施されている。この状態ではリスクが存在するため、補助金支出の支払事務を独立した部署で行うなど改善する必要があると考えられる。 【結果】</p>	<p>(農水商工部) 食堂運営補助金については、補助金支払事務を農業大学校とは別の部署（本庁）で行うよう改善し支払事務と受取事務を独立させました。</p> <p>(総務部) 関係団体に対して県から補助金等の支出が行われる場合には、①県からの支払事務と団体の受取事務を同一人が行わないこと、②支出担当室長は事務局長を兼務しないこと、③支出の際に経理担当室へ合議するなど、十分なチェック体制を確保すること、と各部局等に対して通知したところであり、改善が進められています。</p>	<p>農水商工部 (農業大学校)</p> <p>総務部</p>
(2) 関係団体事務の兼務について		
<p>県の直接の業務ではないものの、県職員が公的な立場で実際の事務に関わっている団体については、その必要性は理解できるものの統制組織上はリスクが残っているといえる。少なくとも補助金等の支出が県から行われる場合には、事務局長と室長の兼務は解消すべきである。 【結果】</p>	<p>(生活部) ご指摘を踏まえ、平成 19 年度から補助金等の支出が県から行われている場合、事務局長と室長との兼務を解消しました。</p> <p>(健康福祉部) 平成 19 年度は、補助金の交付決定などについて、経営企画分野に合議を行い、内部統制を充実しました。</p> <p>また、平成 20 年度からは、補助金等の支出業務について医療政策室から健康づくり室に移管することにより、交付元の室長と交付先の事務局長をはじめ他の職員の兼務を解消することとしました。</p> <p>(総務部) 関係団体に対して県から補助金等の支出が行われる場合には、①県からの支払事務と団体の受取事務を同一人が行わないこと、②支出担当室長は事務局長を兼務しないこと、③支出の際に経理担当室へ合議するなど、十分なチェック体制を確保すること、と各部局等に対して通知したところであり、改善が進められています。</p>	<p>生活部</p> <p>健康福祉部</p> <p>総務部</p>